

取調べの可視化 実現ニュース



(通算第11号)2010.6.1

今月のもくじ

- ・改めて全過程の録画を訴える
4月6日市民集会「取調べの可視化の導入を！」
- ・取調べの録画DVDは謄写を
シンポジウム
「足利事件の録音テープから分かる取調べの実態」報告
- ・足利事件再審無罪判決を受けて
取調べの可視化をめぐる情勢報告
- ・4月17日 福岡県シンポジウム報告
- ・1月30日 兵庫県市民集会報告

編集責任：日本弁護士連合会 取調べの可視化実現本部

改めて全過程の録画を訴える

「取調べの可視化の導入を！」

4月6日市民集会

取調べの可視化実現本部事務局員 佐藤 正子

2010年4月6日午後6時から午後8時まで、弁護士会館2階講堂クレオにおいて、市民集会「取調べの可視化の導入を！」足利事件再審無罪判決・リクルート事件から考える」が行われた。

第1部においては足利事件の報告、リクルート事件における取調べの報告があった。第2部では、両事件の弁護士及び駿河台大学法科大学院の青木孝之教授らによるパネルディスカッションがあった。

いすを蹴る、土下座、保釈をちらつかせる

第1部では、再審無罪が確定した足利事件の菅家利和氏から涙ながらの無罪報告があった。弁護団の泉澤章弁護士からも、誤ったDNA型鑑定を利用した取調べの強要が行われたこと等、ひどい取調べの実情が明らかとなった。

リクルート事件については、弁護士の一人である小野正典弁護士から、13年以上にも及ぶ裁判(第1回公判1989年6月6日、判決2003年3月4日、公判回数322回)の実情について報告があった。裁判において、被告人及び証人の調書の任意性、信用性が争点となったために長期化したことが明らかとなった。

江副浩正氏からは、特捜検事の取調べの実態について報告があった。椅子のキャスターを蹴る、「立て！」「おしぎをしろ！」「謝れ！」等と怒鳴る、「ヨガのネコのポーズのように」土下座をさせるなど、一般事件と何ら変わらない旧態依然とした取調べが行われたこと

など、きわめて生々しい報告であった。また、「署名しないといつまでも勾留するぞ」「別件で(リクルート社の当時の)社長を逮捕するぞ」などのあからさまな脅迫が行われたこと、検察官がたばこを吸いに行った間に事務官が「全面的に認めて署名して早期保釈を受けたらどうですか」など息の合った利益誘導を行ったことなど、あの手の手を使った自由強要の実態も明らかとなった。

その上で、被告人としての経験から、江副氏は、一部録画は被告人にとって不利となりかねない、取引を行った上で都合のいいところだけ録画されるなど述べた。

自由に至る経過を明らかに

第2部においては、江副氏、青木教授、足利事件弁護士の佐藤博史弁護士らによるパネルディスカッションが行われた。青木教授は、「虚偽、自由に至るときは過程が大事であることを説明した。また、可視化に対して、真実を語れなくなるなどの反対論があるが、足利事件の裁判において、検察官は、余罪の取調べについて録音した際、支障がなかったことなどを認めたことを明らかにした。一部録画では調書の任意性・信用性の争いは不可避であること、裁判員裁判対象事件のみならず特



市民の前で自らの体験を語るのは事件後初となる江副氏(右)

捜事件においても可視化が必要であることを確認した集会であった。(大阪弁護士会会員)

シンポジウム

「足利事件の録音テープから分かる取調べの実態」報告

東京弁護士会会員 竹内 明美

2010年1月27日、弁護士会館2階講堂クレオにおいて、取調べの可視化を求める市民集会が開催された。足利事件の再審公判で取調べ録音テープが再生されたことを受け、取調べの可視化の必要性を訴えるため、足利事件の菅家利和氏をはじめ多数のえん罪被害者が出席した。

録音テープが語る足利事件の取調べの実態

まず、足利事件弁護士の佐藤博

史弁護士が、菅家氏の取調べ録音テープの内容を紹介した。佐藤弁護士は、録音テープの内容を詳細かつ追及的に語り、否認した菅家氏が再び虚偽の自白に追い込まれていく過程が明らかになった。

次に、奈良女子大学教授の浜田寿美男氏が、心理学の専門家としての観点から、心理的圧迫により無実の人が虚偽の自白に落とされていく危険な取調べの実態について語った。

取調べの録画DVDは謄写を

取調べの可視化実現本部事務局次長 甲木 真哉

すでに多くの裁判員裁判が起訴され、公判前整理手続が行われている。公判前整理手続での重要な武器である類型証拠開示については、概ね支障なく運用されているようだが、ただ一つ、地域によっては

はすんなりと開示手続がとられない証拠がある。それが、取調べの録画DVDである。取調べ内容を録画した記録媒体が類型証拠開示の対象となることは刑法上でも明確であり、検察官も閲覧自体に

はすくんに応じることがほとんどだが、開示された類型証拠の謄写申請をしても、すぐに録画DVDのコピーは交付されず、検察庁内で閲覧するよう求められる。検察官に改めて録画DVDについてもコピーを交付するよう求めて、ようやく交付されることが地域によっては散見されるようである。

しかも、コピー交付に際して条件を付されたり、誓約書の提出を求められたり、さら

には交付までに長期間を要したというケースも報告されている。現在、取調べの可視化実現本部において、最近の録画DVDの謄写運用状況を調査しているところだが、会員の皆様におかれては、是非臆することなく録画DVDのコピー交付を検察官に求めるとともに、問題のある事例があれば、当本部に「一報いだけ」ください。(福岡県弁護士会会員)

緊急報告!

布川事件再審決定

布川事件の再審開始決定を受け、桜井昌司氏と杉山卓男氏、弁護団の井浦謙二弁護士が取調べ全面可視化の必要性を訴えた。それぞれの経験を踏まえ、録音のやり直しや録音テープの改ざんなど、一過程の録音・録画の危険性を指摘した。

えん罪被害者からの報告

志布志事件の川畑幸夫氏、藤山忠氏、水見事件の柳原浩氏が、自らの体験から、えん罪が生まれる理由と、これを防止するために取調べの全過程の録画が絶対に必要であるという意見を述べた。

同集会には、東京及び全国25箇所の中継会場合わせて合計514名が参加し、法曹関係者だけでなく多数の市民がえん罪被害者の生の訴えに耳を傾けた。また、同集会には、民主党、自民党の国会議員も駆け付け、取調べの可視化実現に向けての強い意欲を示した。参加者が一体となって取調べの全過程の録画の必要性を感じた、パワーあふれる集会となった。

足利事件再審無罪判決を受けて

取調べの可視化実現本部副本部長 前田 裕司

① 足利事件の再審無罪判決は、捜査機関による取調べと菅家利和さんの自白に関して、起訴後の検察官による取調べ、とりわけ、第1回公判期日後の取調べを違法としたものの、その取調べの違法は、その後の各公判期日における菅家さんの自白の証拠能力には影響を及ぼさないと判断しただけで、それ以外には注目すべき言及はなされていない。

② 足利事件の特徴は、再審無罪判決後、間をおかずして、最高検察庁が「いわゆる足利事件における捜査・公判活動の問題点等について」、警察庁が「足利事件における警察捜査の問題点等について」と題する報告書を相次いで発表したことである。

最高検報告書の「自白に対する吟味・検討」の項目では、菅家さんの捜査及び公判での虚偽自白は、暴行・脅迫が加えられたとは認められず、任意性を疑わせる事情は認められないとしたうえで、菅家さんが虚偽自白をして、これを維持するに至った理由を、菅家さんの性格と警察への迎合と判断している。そして、虚偽自白を見抜かず、真相を語るような取調べをしなかったことについて、「取調べに必要かつ慎重な配慮が欠けていた」と総括し、「供述の変遷理由」「自白の裏付けとなる客観的証拠の不存在」「体験供述としての不自然性」「秘密の暴露の不存在」などの観点からの自白の信用性の吟味・検討が不十分であったと総括している。

また、警察庁報告書は、菅家さんの虚偽自白について、検察庁と同様、任意性が争われるような事情がいつさなかったことを前提としつつ、捜査官の誤った先入観を持った取調べが虚偽自白に追い込み、これを維持させた一因であることを認めつつ、菅家さんの性格に由来する迎合の可能性に留意しなかったことと総括して、「相手方の特性に応じた」「専門家の知見を取り入れた」取調べを徹底するべきだと総括している。

③ いずれの報告書も、足利事件で実際に行われた取調べの方法について、捜査官の先入観が適正な取調べを阻害した要因であったなど、ある程度の踏み込んだ評価をしていることが認められる。

しかし、菅家さんの場合、逮捕当日の午前8時に自宅に警察官が押しかけ、午前9時から足利警察署で開始された取調べから約13時間半が経過した午後10時35分ころには、女児殺害と死体遺棄の虚偽の自白をするに至っているのであり、この13時間半に及ぶ警察での取調べの様子が、克明に再現され総括されなければならないはずである。

各報告書が指摘するように「暴行・脅迫が加えられた形跡はなく、任意性を疑わせる事情がなかった」などと簡単に済ませられる問題ではない。ここでの、供述獲得の方法が最大の問題だったのであり、これがその後の虚偽自白維持の取調べへつながっていくのである。警察庁報告書には、自白後の

取調べの状況について、「一部重要な部分については、供述に困難を来す同氏(菅家さん)に対し、捜査員から積極的に事実を確認する形での取調べをしたり、捜査員が期待している供述が得られるまで繰り返し質問したりしたことがうかがわれ」との記述があり、この部分は、警察によって録音されたテープの再現によって確認されることが明らかである。このように、供述状況の事後的な検証は、

電子的・機械的な録画・録音機器に頼る以外にはなく、また、真相を解明する手段として有効であることを捜査機関の報告書自らも明らかにしているというほかない。足利事件は、えん罪を生まないためには、取調べの全過程の録画が必要であることを、改めて、満天下に明らかにした事件である。早急に、取調べ可視化法案の国会上げが必要である。

(東京弁護士会会員)

◆取調べの可視化をめぐる情勢報告◆

取調べの可視化実現本部事務局次長 池田 綾子

民主党は、マニフェストで取調べの可視化を実現することを約束しており、2009年夏に民主党政権となった後、法務大臣や国家公安委員会委員長は、「可視化は実現する」と繰り返し述べてきた。もっとも、法案提出は、2010年の通常国会では行われず、今後の予定は明らかにされていない。

法務省では、実務的な問題について省内勉強会を重ね、2010年夏には、警察庁との意見交換を始めることとしている。中井治国家公安委員会委員長の研究会「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」は、取調べの可視化を主たるテーマとして2010年2月に始まった。同研

究会は、刑事法学者、元裁判官、元検察官、元警察官、心理学者、社会政策学者、ジャーナリスト、犯罪被害者問題に精通した弁護士および日弁連推薦の委員2名など合計12名から構成されている。このほか、警察庁内部の研究会があり、外国調査を行うこととしている。

一方、民主党では、「取調べの全面可視化を実現する議員連盟」が2009年末に結成された。同連盟は、当初、2010年の通常国会に取調べの可視化を義務付ける刑事訴訟法改正案を内閣が提出することをめざしたが、その後も法案の早期成立をめざして活動を続けている。

(第二東京弁護士会会員)

4月17日

福岡県シンポジウム報告

取調べの可視化実現本部事務局次長 甲木 真哉

2010年4月17日、福岡に足利事件のえん罪被害者である菅家利和氏を招いて、シンポジウム「今こそ、取調べの可視化を！」足利事件を検証して」が開催された。シンポジウムの内容としては、

まず足利事件の弁護団の一人であった泉澤章弁護士に足利事件の概要を説明していただいた上で、泉澤弁護士から菅家氏にインタビューする形で、足利事件での取調べの状況や自白に至った経緯などを生々しく語っていただいた。

その後、2009年11月に福岡県弁護士会で実施した韓国視察の視察団の一人である西野嘉浩弁護士から韓国視察の報告があり、パワーポイントを用いて韓国の最新の録画設備が紹介されるとともに、韓国の録画制度と現在の日本の検察官が実施している一部録画との違いが分かりやすく説明された。

締めくくりは、泉澤弁護士と齋藤司龍谷大学准教授、当職の3名がパネリストとなったディスカッションが行われた。

なぜ、虚偽の自白をしてしまうのかという点については、客席から菅家氏自身にも発言していただき、それを踏まえた上で、自白の任意性を認め、信用性に関してもあまり踏み込んだ判断をしなかつ

た足利事件の再審無罪判決をどう評価すべきか、足利事件で実際になされた一部録音から取調べの可視化の必要性がどのように導かれるのかということについて、時間を大幅に超過しつつ、それぞれの意見が述べられた。

菅家氏本人の話が聞けるということで100名を優に超える市民が集まり、地元マスコミにも大きく取り上げられた。また、高校生も参加して菅家氏の話にじっと耳を傾けていたのが印象的なシンポジウムとなった。

(福岡県弁護士会会員)

1月30日

兵庫県市民集会報告

取調べの可視化実現本部事務局次長 森津 純

2010年1月30日、兵庫県弁護士会館4階大ホールにおいて、取調べの可視化市民集会「今すぐ取調べの可視化を！足利事件から何を学ぶべきか」が開催された(兵庫県弁護士会取調べの可視化実現本部主催)。ゲストとして、足利事件主任弁護人の佐藤博史弁護士と、枚方談合事件のえん罪被害者である小堀隆恒氏(現枚方市顧問)を招いてお話をいただいた。

会場は、多くの市民の参加で満員となった。足利事件をきっかけに、市民のえん罪問題に関する関心は相当高まっていることがわ

まず、佐藤弁護士からは、足利事件の概略から、菅家利和氏が自白させられるに至った経緯、DNA型鑑定の問題点、そして、このようないん罪事件が起こる背景事情についての講演をいただいた。新聞やテレビでよく見る足利事件だが、詳細までは知らない市民が多く、皆息を飲むようにして佐藤弁護士の話に聞き入っていた。

続くパネルディスカッションでは、小堀氏に加わっていた小堀氏から、大阪地検特捜部の取調べについてのお話をいただいた。折しも、民主党幹事長らが東京地検特捜部の捜査を受けている時期

でもあり、小堀氏が特捜検事から受けたすさまじい、残酷で人格を無視したような取調べ体験に市民は強い関心を持ったようだ。エリートと呼ばれる特捜検事でさえ、自白を得るためには違法不当な取調べをすることが、小堀氏の体験談から生々しく伝わってきた。小堀氏のお話は、メインテーマであった足利事件に匹敵するインパクトをもって、市民に受け入れられたようである。

1月30日の市民集会は、まずは成功と相成ったが、足利事件の無罪判決を受けて、6月5日に、菅家利和氏ご本人を招いて、改めて可視化市民集会を開催する予定である。

(兵庫県弁護士会会員)